（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託特記仕様書

Ⅰ．委託概要

１．委託番号等

|  |  |
| --- | --- |
| 委託番号 | 多教笠設委第１号 |
| 委託名 | （仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託 |
| 履行場所 | 多治見市笠原町3387番地の９　地内 |
| 施設名称 | 多治見市立（仮称）笠原義務教育学校 |
| 履行期間 | 契約締結日から令和４年８月31日まで |
| 施設用途 | 学校教育法第１条に規定する義務教育学校  （平成21年国土交通省告示第15号　別添二　第七号　第１類） |

２．業務内容（以下「本設計業務」という。）

（１）建築基本設計（建築・電気設備・機械設備・外構共）

　　①配置図の作成

　　②平面図の作成

　　③立面図の作成

　　④断面図の作成

　　⑤透視図の作成

　　⑥法令等による規制等の検討及び検討結果資料の作成

　　⑦建設工事工程表・工事費概算書の作成

　　※設計条件として、開発行為に該当しない設計とすること。

　　　敷地図の土留改修部は、既設土留を撤去し新規構造物等にて設計し、通路改修部は、安全

に普通車程度が通行できる通路として設計すること。

（２）仮設校舎等に関する設計図・積算書の作成

（３）小・中学校の建物及び敷地内工作物等の解体設計図・積算書の作成

（４）外壁吹付塗材含有アスベスト調査（笠原小学校６箇所、笠原中学校７箇所）

（５）地形測量（平面、縦断１路線、横断７箇所程度）

（６）地質調査（３箇所）

（７）関係機関との連絡調整

（８）その他本設計業務の実施のために必要となる業務

Ⅱ．業務仕様

1. 設計条件

（１）建設敷地に係る条件

　　　①建設地　　笠原小学校：多治見市笠原町3387番地の９

　　　②用途地域　都市計画区域　市街化区域

　　　　　　　　　第１種中高層住居専用地域（建ぺい率60％、容積率200％）

　　　　　　　　　建築基準法第22条区域外

　　　③敷地面積　41,854㎡

　　④解体対象既存建築物

　　　　　　　　　施設用途　小学校

　　　　　　　　　構造規模　鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造　延べ面積6,940㎡

階数　　 地上１階・２階・３階

　　　　　　　　　付帯施設　プール、プール附属棟、物置、土留、築山　等

　　　　　　　　　植栽　　　高中低木（花壇含む）

　（２）建設施設に係る条件

　　　①施設の延床面積　　12,000㎡以下（校舎棟、屋内運動場、プール、学童保育　等）

　　　②主要構造部　　　　特に定めない

　　　③耐震安全性の分類　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年３月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）における耐震安全性の分類を次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　・構造体　　　　　　Ⅱ類

　　　　　　　　　　　　・建築非構造部材　　Ａ類

　　　　　　　　　　　　・建築設備　　　　　乙類

（３）建設費用に係る条件

　　　予定工事費　39.6億円（税込み）

　　　　※１．予定工事費は、Ⅱ-1-(2)の施設及びグラウンド等外構工事費を含む。笠原小学校敷地内の既存建築物・工作物の解体工事費は、別途計上する。

　　　　※２．受注者は、仮設校舎の設置、使用する材料、工法等の決定に当たり、必ずコスト比較を行い、工事費の縮減を図ること。

（４）建設工期に係る条件

　　　　建設工事着手の日から20ヶ月以内（解体工事から建設完了までの期間とし、詳細について

は発注者との協議による。）

（５）その他の条件

　　　①（仮称）笠原義務教育学校整備基本構想（令和３年９月多治見市策定）

　　　　　受注者は、多治見市が策定した（仮称）笠原義務教育学校整備基本構想に記載された事項を実現するよう努めなければならない。

　　　②発注者が指示する事項

　　　　受注者は、本設計業務の着手から完了までの期間において、発注者との連絡協議を密に行い、発注者から別に指示があった事項については、適宜建築設計に反映するものとする。

２．設計基準

　（１）関係法令の遵守

　　　受注者は、本設計業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

　　　①建築：関係法令

②外構（造成）：多治見市土地開発基準、岐阜県宅地開発指導要領

③バリアフリー：多治見市福祉環境整備指針、岐阜県福祉のまちづくり条例

（２）小・中学校施設整備指針（平成31年３月文部科学省大臣官房文教施設企画部作成）

　　受注者は、本設計業務の実施に当たり、小・中学校施設整備指針に定める事項について特に留意しなければならない。

（３）公共建築設計業務委託共通仕様書（令和３年３月改定国土交通省大臣官房官庁営繕部監修国営整第210号）

受注者は、本特記仕様書中に記載のない事項については、公共建築設計業務委託共通仕様書によるものとする。この場合において、様書中「調査員」とあるのは「監督員」と読み替えて適用する。

（４）標準仕様書

　　　受注者は、次の標準仕様書及び監理指針を充分に理解した上で本設計業務を実施すること。

　　　①「公共建築工事標準仕様書　平成31年版」

建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編

　　　②「公共建築設備工事標準図　平成31年版」

　　　　　電気設備工事編・機械設備工事編

　　　③「建築工事監理指針　平成31年版」

　　　　　同「電気設備工事監理指針・機械設備工事監理指針」

　　　④「建築物解体工事共通仕様書・同解説　平成31年度版」

３．その他の業務仕様

（１）業務の着手

受注者は、本設計業務委託契約締結後、速やかに本設計業務に着手しなければならない。この場合において、「着手」とは、本設計業務の実施のため発注者が定める監督員との打合せを開始することをいう。

　（２）技術者の配置

　　　　①管理技術者等

受注者は、本設計業務の実施に当たっては、次の要件を満たす管理技術者及び担当技術者を適切に配置しなければならない。

（ア）管理技術者

受注者は、契約書に定める事項に基づき、管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計業務における総合的な企画力、判断力、業務遂行管理能力、高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、管理技術者は、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者でなければならない。

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した設計業務を実施した経験を有する者

b)代表構成員に所属する者

c)建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士

d)大学卒業後13年以上の実務経験相当の能力を有する者

（イ）担当技術者

　　　　　　担当技術者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ、設計図書の内容を的確に把握する能力、建築設計についての技術力及び経験を有する者とする。また、受注者は、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者を1名ずつ選任し、配置しなければならない。この場合において、担当主任技術者は、担当技術者の要件のうち、ａ)、ｄ）、ｅ）、ｆ）のいずれかを満たすものとし、建築（意匠）主任技術者は、管理技術者と兼務することができる。

a)建築士法第２条第２項に規定する一級建築士

b)建築士法第２条第３項に規定する二級建築士

c)大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有する者

d)建築士法第10条の２の２第1項に規定する構造設計一級建築士

e)建築士法第10条の２の２第２項に規定する設備設計一級建築士

f)建築士法第２条第５項に規定する建築設備士

受注者は、担当技術者を配置する場合において、建築（意匠）主任技術者と建築（構造）主任技術者を、又、電気設備主任技術者と機械設備主任技術者をそれぞれ兼任させることができる。ただし、建築（意匠）主任技術者は、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者でなければならない。

（３）関係機関等との協議

①受注者は、本設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、本設計業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その協議内容については、その都度受注者が書面（打合記録簿）により記録し、発注者の確認を受けなければならない。

②受注者は、小学校及び中学校、その他の関係機関又は協力会社等と協議しようとするときは、事前に監督員の承諾を受けるものとする。なお、受注者は、前記の協議を行ったときは、その協議内容について書面 （打合記録簿）により記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

（４）関係図書の貸与

①発注者は、受注者からの申し出により、本設計業務に必要な範囲内で市販されていない

図面、適用基準その他の関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。

②受注者は、貸与資料を借用する必要がなくなったときは、直ちにこれを発注者に返却しなければならない。

③受注者は、貸与資料の取扱いに細心の注意を払い、万一、これを損傷又は滅失したときは、受注者の責任と費用負担において修復し、又は弁済しなければならない。

　（５）関係官公庁等への諸手続

①受注者は、本設計業務の実施のため必要となる関係官公庁等に対する申請その他の諸手続を速やかに行わなければならない。

②受注者は、関係官公庁等から本設計業務に関する交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

　（６）法令上の諸条件の調査等

①受注者は、義務教育学校の建設に関する法令等による制約条件を調査し、監督員及び関係機関と事前に打合せを行うこと。

②受注者は、各種申請等を行うために必要な事項について、監督員及び関係機関と事前に打合せを行うこと。

　（７）工事工程計画書の作成

受注者は、設計に基づく工事工程計画を立て、発注者の確認を受けるものとする。この場合において、工程計画は児童その他の学校関係者の安全に配慮したものでなければならない。

（８）設計内容の説明等

受注者は、設計が完了したときは、発注者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行うこと。

　（９）業務の完了

受注者は、本設計業務が完了したときは、速やかに設計関係図書及び業務完了通知書その他の監督員が指示した書類等を監督員に提出しなければならない。

　（10）一般共通事項

①受注者は、監督員と緊密な連絡をとり、充分な打ち合わせを行った上で本設計業務を遂行するものとし、不明確な点があるときは、随時、監督員との協議を行い、監督員の指示に従うものとする。

②受注者は、本設計業務の実施に当たり、車両のアイドリングストップを実施する等、環境負荷の軽減に努めること。

③受注者は、本設計業務履行期間内においては、法令に基づく安全対策等を十分に施し、事故防止に努めること。

④受注者は、本設計業務の実施に当たり、騒音の発生等、施設使用者や近隣住民の迷惑となることが想定される作業等を行う場合は、事前に監督員及び施設管理者の了承を得た上で作業時間帯及び作業日程を決定すること。

⑤本設計業務における設計寸法は、現地実測によるものとする。

⑥本設計業務に係る設計図書等に関する著作権は、発注者に帰属するものとする。

⑦本設計業務実施中に既存の構築物等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧すること。

⑧本設計業務の実施のために必要となる官公庁等への届出等は、受注者の責任において行うこと。また、届出の日程等ついては、監督員との協議により定めるものとする。

⑨受注者は、契約の履行に当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨害された場合は、警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は、指名停止措置を講じることがある。

⑩受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

Ⅲ．提出書類等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 成果物・提出書類等 | 縮尺 | 規格 | 部数等 |
| 設　　　　　計 | １）建築設計図（外構共）  ・計画説明書  ・仕様概要書  ・仕上概要表  ・面積表及び求積図  ・室毎面積積算表  ・配置図  ・平面図（各階）  ・立面図（各面）  ・断面図  ・透視図（３方向） | ―  ―  ―  ―  ―  1/200～1/500  1/100～1/300  1/100～1/300  1/100～1/300 | A3～A4  A3～A4  A3～A4  A3～A4  A3～A4  A2～A3  A2～A3  A3～A4  A3～A4  A3 | 2部  〃  〃  〃  〃  〃  〃  〃  〃  各1部 |
| ２）その他  ・工事工程表  ・工事費概算書  ・仮設校舎等設計図、積算書（数量計算書等関  係資料共）  ・建物及び工作物解体設計図、積算書（数量計  算書等関係資料共）  ・外壁吹付塗材アスベスト含有調査報告書  ・地形測量図（平面・縦断・横断図、座標等）  ・地質調査報告書  ・その他監督員の指示によるもの | ―  ―  ―  ―  ―  ―  ― | A3  A4  A3～A4  A3～A4  A3～A4  A3～A4  A3～A4 | 2部  〃  〃  〃  〃  〃  〃 |
|  | 成果物・提出書類等 | | 規格 | 部数等 |
| 一　般　書　類 | ・業務着手届  ・業務工程表  ・管理技術者通知書  （同経歴書、資格証明書写し等の添付）  ・主任技術者通知書  （同経歴書、資格証明書写し等の添付）  ・担当技術者通知書  （同経歴書、資格証明書写し等の添付）  ・業務指示・承諾・協議・提出・報告書  ・業務計画書  ・業務完成通知書  ・業務日誌  ・業務写真（成果物写真）  ・打合記録簿  ・成果物一覧表  ・その他監督員の指示によるもの | | A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  A4  ―  ― | 1部  1部  1部  1部  1部  2部  1部  1部  1部  1部  1部  1部  ― |
| 注意  １．建築等設計の原図は原則的に、A2及び縮小原図A3とする。  ２．透視図は、原図（額有り）1部、コピー（A3）3部とする。  ３．図面（CADデータ）は、JWW-CADで作成又は変換し、CD-ROM等で提出すること。  ４．各種書類は、Microsoft社のEXCEL、WORDで作成又は変換し、CD-ROM等で提出すること。  ５．図面の縮尺及びサイズは、指定されたものを基本とするが、作図又は構成上支障があるときは、監督員と協議するものとする。  ６．設計時の各工事に関する比較検討書を精査し提出すること。  ７．関係法令を遵守して設計すること。  ８．提出書類については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に規定されている調達品目をできる限り使用するよう努めること。 | | | |